

第3期甲州市 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

すべてのこどもが心豊かに成長できるまちづくり



令和7年3月
甲州市

はじめに

本市では、これまで「第2期甲州市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、これからの甲州市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、安心して子どもを産み、健やかに育めるまちづくりを目指し、保育料の無償化、発達段階に応じた母子保健事業の充実、子ども家庭センターを核とした相談支援事業の充実など、子ども・子育て支援を総合的に推進してまいりました。



しかし、社会情勢の変化に伴い、保育をはじめとする子育て支援に対する市民ニーズはますます多様化し、あるべき姿の実現のためには、行政はそれらのニーズに適切に対応していかなければなりません。

国においては、令和5年4月に子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「子ども基本法」が施行され、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう、子どもに関する施策を社会のまんなかに位置付けた「こどもまんなか社会」を目指す方針が示されました。

そこで、このような社会情勢の変化や現計画の進捗状況を把握・分析するとともに、ニーズ調査により把握した子育てに対する支援の必要性や課題、意識、意向等を踏まえ、この度、「第3期甲州市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画に基づき様々な施策を展開することにより、甲州市で暮らすすべての子どもが幸せに暮らしていくことができるよう、切れ目のない支援の充実を図り「すべての子どもが心豊かに成長できるまちづくり」の実現を目指してまいります。

市民の皆様をはじめ子育てに係る関係者の皆様の一層のご支援、ご協力を賜るとともに、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました甲州市子ども・子育て会議委員をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメント等により貴重なご意見をいただきました市民の皆様並びに関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

甲州市長 鈴木 幹夫

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
1 計画の背景・趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	2
4 国・県・市のこれまでの取り組み	3
第2章 甲州市の現状	7
1 人口・世帯数等の推移	7
2 こどもを取り巻く環境	11
3 甲州市の子ども・子育て支援事業の実績	15
4 甲州市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果概要	21
5 ニーズ調査等からみた新たな課題	28
第3章 施策の展開	29
1 基本理念	29
2 基本方針	30
3 本市におけるこども施策の体系	31
4 関連計画との役割分担	32
第4章 子ども・子育て支援事業の推進	33
1 基本的な考え方	33
2 教育・保育の量の見込み	37
3 地域子ども・子育て支援事業	38
第5章 計画の推進	52
1 計画の推進体制	52
2 進捗状況の管理	52
資料	53
1 甲州市子ども子育て会議委員名簿	53

第1章

計画策定の背景と目的

1 計画の背景・趣旨

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観、生活環境に変化が生じ、こどもたちや子育て当事者のニーズが多様化しつつあります。また、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。さらに、近年、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も顕在化しています。

こうした状況の中、国は令和5年4月に「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法を施行しました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現には、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求が非常に重要であるとされています。

本市においても、少子高齢化や核家族化をはじめ、子育てを行う環境が大きく変化してきている中で、こどもを産み育てやすい環境の整備とともに、こどもの成長に応じ、様々なステージにおける子育て支援を充実させることで、次代の社会を担う、こどもの健全な育成を図るとともに、賑わいのある活力に満ちたまちづくりを進めてきています。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向、本市の子ども・子育てに関する現状を踏まえ「第2期甲州市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、子ども・子育て支援法に基づいた、「第3期甲州市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の期間

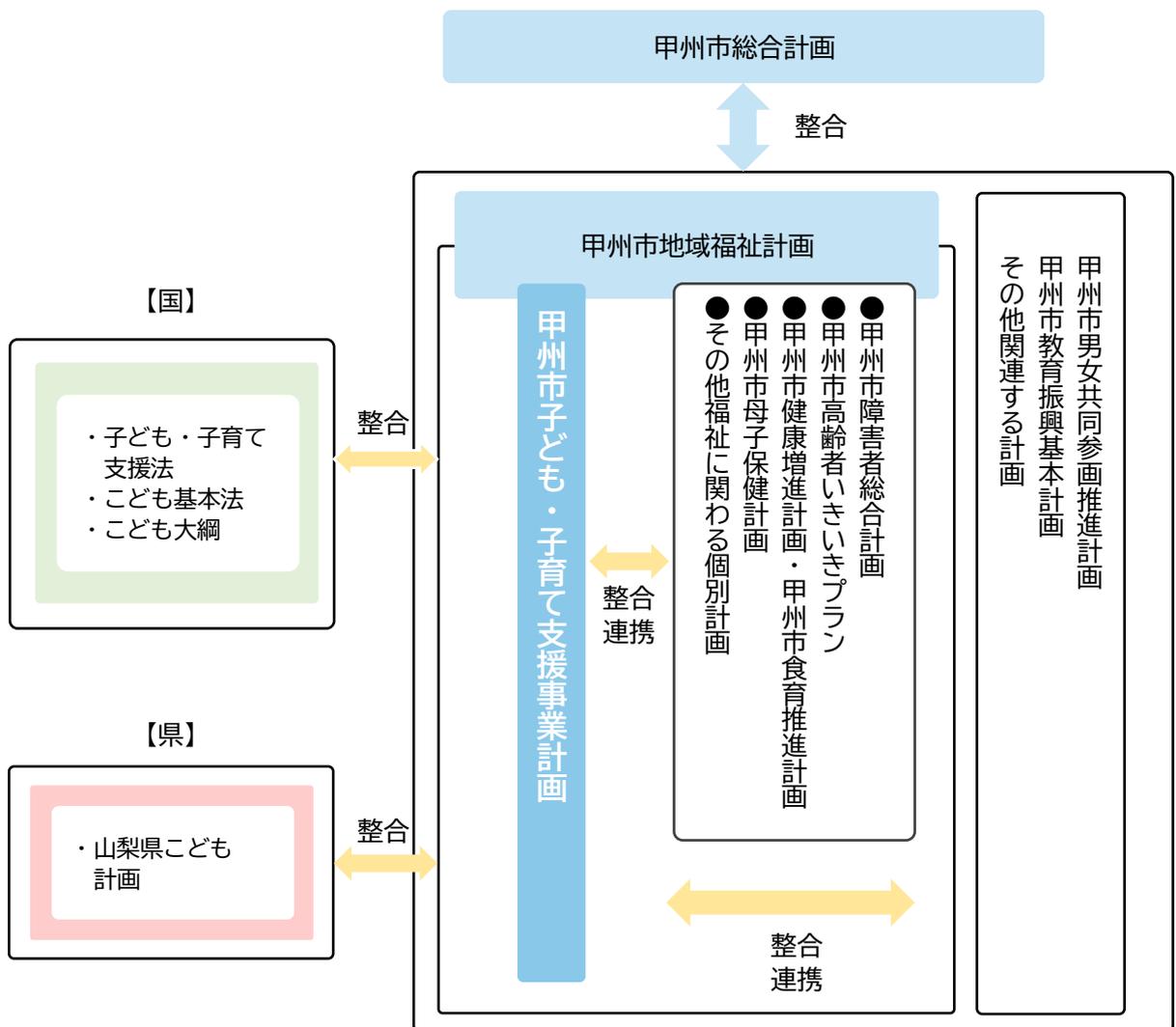
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や、さまざまな状況の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、本計画は、市政の最上位計画である「甲州市総合計画」を補完する個別計画として策定し、甲州市地域福祉計画を上位計画とします。策定に当たっては、国が示す「こども大綱」や関連する法律、山梨県が策定する「山梨県こども計画」、市の各種計画等との整合・連携を図っていきます。



4 国・県・市のこれまでの取り組み

(1) 国の動向

近年の子ども・子育てを取り巻く主な法律や指針等の内容は以下の通りです。

ア 改正児童福祉法（令和4年6月）【令和5年4月一部施行、令和6年4月施行】

- ・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充（こども家庭センターの設置等）
- ・一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- ・社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- ・児童の意見聴取等の仕組みの整備
- ・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ・こども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- ・児童をわいせつ行為から守る環境整備等

イ こども大綱（令和5年12月）

- ・「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
- こども施策に関する基本的な方針**
- ・こども・若者の権利の保障等、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を基本的な方針として提示
- こども施策に関する重要事項**
- ・ライフステージ別の重要事項、子育て当事者への支援に関する重要事項の位置づけ
- 1 ライフステージを通じた重要事項
- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
 - 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ○こどもの貧困対策
 - 障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- 2 ライフステージ別の重要事項
- こどもの誕生前から幼児期までの重要事項、学童期・思春期の重要事項、青年期の重要事項
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
 - 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ひとり親家庭への支援
- こども施策を推進するために必要な事項**
- ・こども・若者の社会参画・意見反映
 - ・「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備・データの整備・エビデンスの構築）及びこども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援、子育てに係る手続・事務負担の軽減、こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革等
- こども大綱における目標・指標**
- ・こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を提示

ウ こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月）

こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点

- ・ふやす ～多様なこどもの居場所がつくられる～
- ・つなぐ ～こどもが居場所につながる～
- ・みがく ～こどもにとって、より良い居場所となる～
- ・ふりかえる ～こどもの居場所づくりを検証する～

市町村の役割

- ・民間団体・機関や地域、学校や企業と連携し、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進

エ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（令和5年12月）

全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

- 1 こどもの権利と尊厳を守る
- 2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- 3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- 4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

■参考

時期	法律・制度等	内容
平成24年	子ども・子育て支援法関連3法	子ども・子育て支援事業計画の策定が明記
25年	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保（⇒平成27年に50万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記 ⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定
27年	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保（⇒平成27年に9万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法	平成37年3月末までの時限立法に延長、令和6年改正により令和17年3月末までの時限立法に延長
28年	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化

時期	法律・制度等	内容
平成 29年	子育て安心プラン	平成32年度末までに全国の待機児童を解消、平成34年度末までに待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり革命」において、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
30年	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援
	新・放課後子ども総合プラン	平成35年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の整備と一体型放課後子ども教室の促進
31年～	幼児教育・保育の無償化	認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施認可外保育への補助、預かり保育も対象とするなど、不公平感の是正改善
令和 元年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	目的の充実により、こどもの将来だけでなく現在に向けた対策であること等を明記 市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す
	子ども・子育て支援法の一部改正（幼児教育・保育の無償化）	主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する、3歳から5歳までのこどもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもの利用料が無償化
	子どもの貧困対策に関する大綱の改訂	法律の一部改正を踏まえて、こどもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの目的で大綱を策定
4年	児童福祉法等の一部を改正する法律	児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う
5年	こども基本法	日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する
	こども大綱	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会
6年	「こどもまんなか実行計画2024」	こども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランが示された
	子ども・子育て支援法等の一部改正に関する施行事項	ヤングケアラーに対する支援の強化 児童手当の抜本的拡充 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応 こども・子育て支援特例公債の発行 児童扶養手当の第3子以降加算額の引き上げ
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更 こどもの貧困対策を強化するため、民間で活動する団体への財政支援を充実させることや当事者の意見を踏まえた対策の実施などが盛り込まれた

(2) 県の動向

時期	名称	内容・期間等
平成9年3月	児童育成計画「やまなしエンゼルプラン」	国のエンゼルプランに対応
17年2月	「やまなし子育て支援プラン」(前期計画)	次世代育成支援対策推進法による
22年3月	「やまなし子育て支援プラン」(後期計画)	次世代育成支援対策推進法による
27年3月	やまなし子ども・子育て支援プラン(第1期計画)	子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法による
29年10月	「やまなし子ども・子育て支援条例」の公布・施行	子ども・子育て支援に関する基本的な理念等を定めた条例
29年度	やまなし子ども・子育て支援プラン中間見直し	「やまなし子ども・子育て支援条例」の内容を反映
令和2年3月	やまなし子ども・子育て支援プラン(第2期計画)	第1期計画策定後に生じた社会状況との変化や新たな取り組みなどを反映

*令和7年3月「山梨県こども計画」策定予定。策定完了後、正式に上記に掲載します

(3) 市のこれまでの取り組み

時期	取り組み内容	備考
平成25年12月	子ども・子育て会議発足	子ども・子育て支援事業計画策定のため
27年3月	甲州市子ども・子育て支援事業計画(第1期計画)	安心して子どもを産み、健やかに育てるまちづくりを基本理念として策定
30年3月	甲州市子ども・子育て支援事業計画中間見直し(第1期計画)	第1期計画中間年として、数値等の見直し
令和2年3月	甲州市子ども・子育て支援事業計画(第2期計画)	第1期計画策定後に生じた社会状況との変化や新たな取り組みなどを反映
5年3月	甲州市子ども・子育て支援事業計画中間見直し(第2期計画)	第2期計画中間年として、数値等の見直し

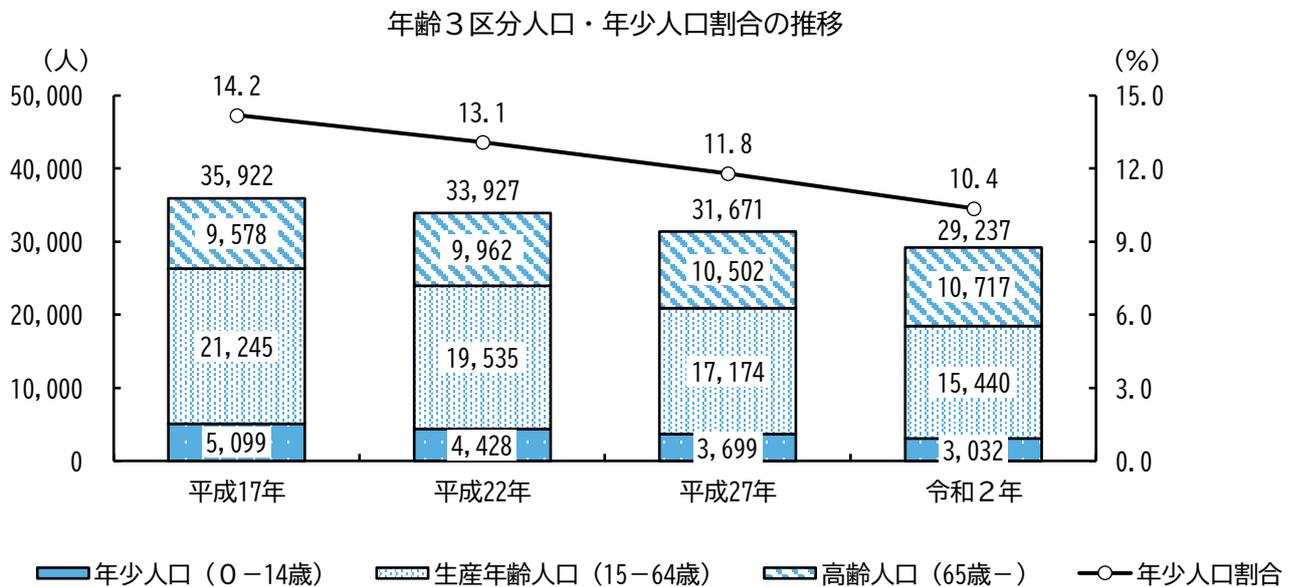
第2章

甲州市の現状

1 人口・世帯数等の推移

(1) 年齢3区分人口、年少人口割合の推移

本市の人口は減少傾向で推移しており、令和2年の人口は29,237人となっています。また、0歳-14歳の年少人口についても減少傾向で推移しています。



※ 平成17年は旧塩山市、旧勝沼町、旧大和町の合計

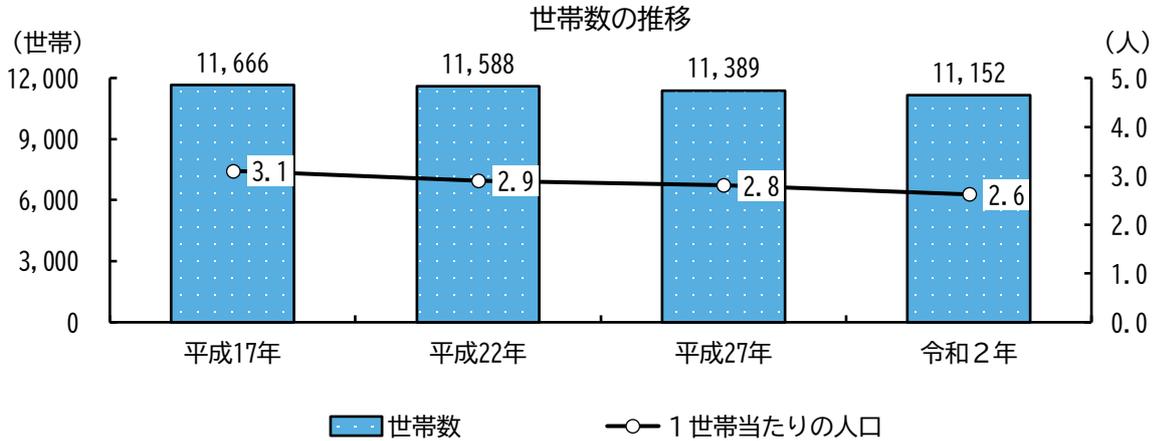
資料：国勢調査

注)総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

割合は、分母から不詳を除いて算出している。

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は、減少傾向で推移しています。また、1世帯当たり人口も減少しており、令和2年に2.6人となっています。



資料：国勢調査

(3) 合計特殊出生率と自然動態

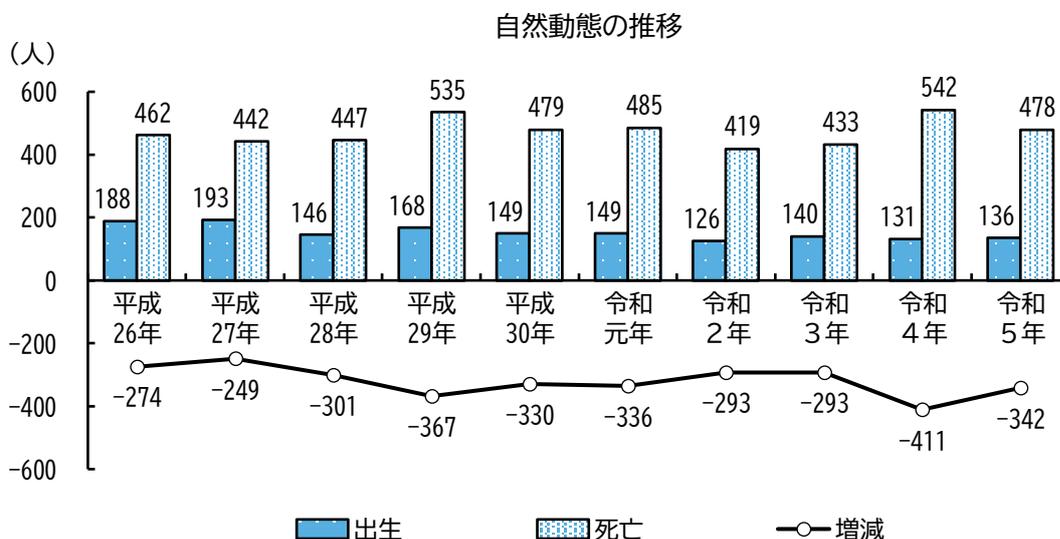
本市の出生数は、平成20年から令和4年までの期間は、ほぼ横ばいで推移しています。また、合計特殊出生率は令和4年時点で1.36となっており、県より低いですが全国より高い水準となっています。

合計特殊出生率の推移

	平成20年～24年	平成25年～29年	平成30年～令和4年
全国	1.38	1.43	1.33
山梨県	1.45	1.49	1.46
甲州市	1.35	1.38	1.36

資料：人口動態調査

また、自然動態をみると、出生数より死亡数が約2～4倍程度多く、いずれの年も大きなマイナスで推移しています。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(4) 世帯類型の推移

令和2年の国勢調査によると、本市の一般世帯のうち6歳未満児のいる世帯は6.3%で、県全体よりもやや低い水準となっており、平成27年と比較すると1.3ポイントの減少となっています。

また、ひとり親世帯の割合が、平成27年より増加しています。

世帯類型の推移

単位：世帯

	一般世帯数	6歳未満児が いる世帯数	18歳未満児 がいる世帯数	3世代世帯数	男親と子から なる世帯	女親と子から なる世帯
山梨県 (H27)	330,375	27,934	74,155	26,136	4,807	26,146
	(%)	8.5	22.4	7.9	1.5	7.9
甲州市 (H27)	11,367	863	2,643	1,337	175	999
	(%)	7.6	23.3	11.8	1.5	8.8
山梨県 (R2)	338,057	25,025	66,219	20,205	4,904	26,904
	(%)	7.4	19.6	6.0	1.5	8.0
甲州市 (R2)	11,135	707	2,220	984	198	1,047
	(%)	6.3	19.9	8.8	1.8	9.4

資料：国勢調査

(5) 女性就業率

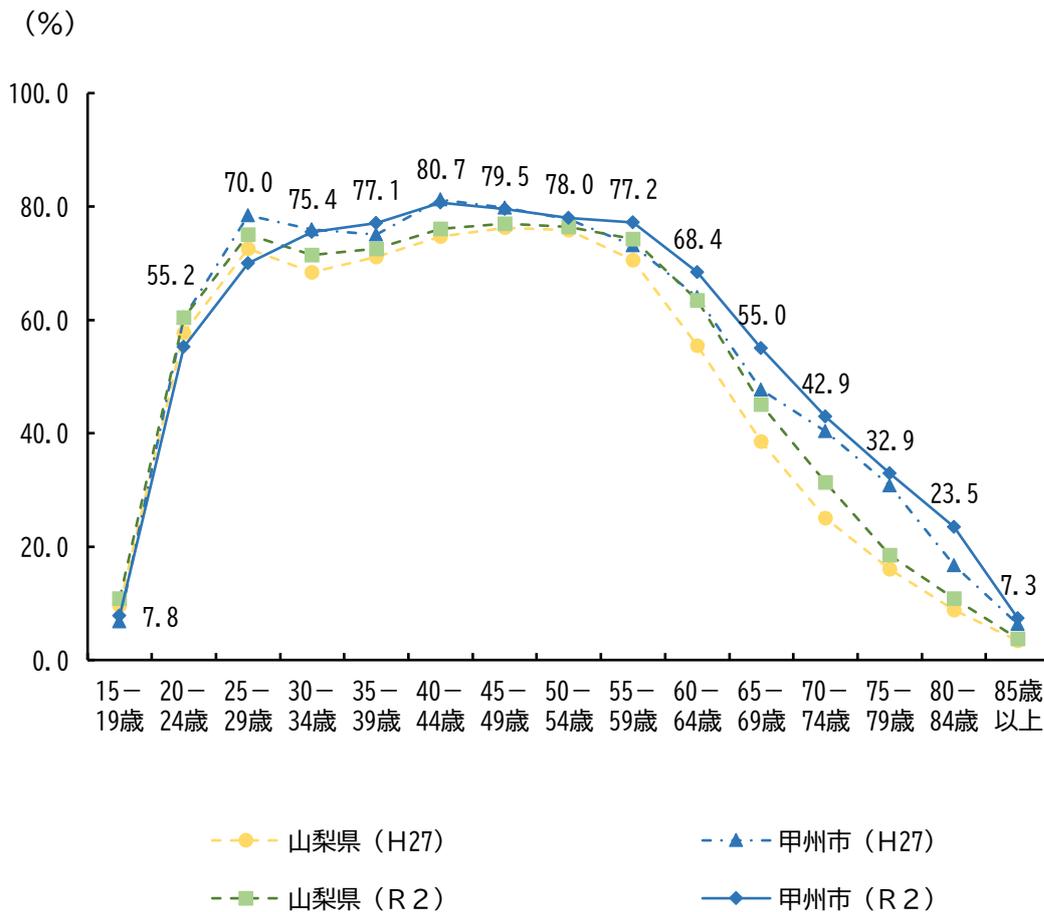
令和2年の国勢調査によると、本市の女性の就業率は平成27年から0.4ポイント増加し、県や国と比較すると高い水準となっています。

女性就業率の推移

単位：%

	全国	山梨県	甲州市
平成27年	45.4	48.3	52.0
令和2年	46.5	50.0	52.4

また、令和2年の本市の年齢別の女性就業率を平成27年と比較すると、25-29歳の就業率が下がり、35-39歳の就業率が上がりました。

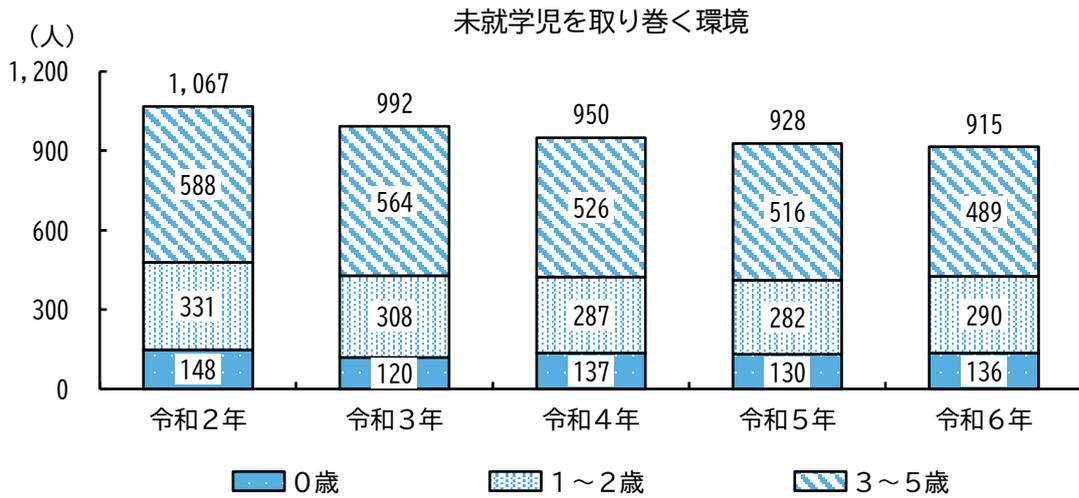


資料：国勢調査

2 こどもを取り巻く環境

(1) 未就学児童を取り巻く環境

本市の未就学児童（0歳～5歳）人口の推移をみると、令和2年から令和6年にかけて1,067人から915人へと152人減少しています。



市内には公立保育所が4か所、私立認定こども園が8か所開設されています。

公立保育所

単位：人

名称	所在地	電話	利用定員
甲州市立松里保育所	塩山小屋敷 1403 番地	33 - 4130	70
甲州市立奥野田保育所	塩山熊野 597 番地	33 - 4132	80
甲州市立東雲保育所	勝沼町小佐手 410 番地	44 - 0394	90
甲州市立大和保育所	大和町初鹿野 1685 番地 6	48 - 2158	45

※ 大藤保育所、神金保育所は休所中

私立認定こども園

単位：人

名称	所在地	電話	利用定員
塩山カトリック幼稚園 (幼稚園型)	塩山上於曾 1351 番地	33 - 2748	1号認定：15 2・3号認定：30
たんぼぼこども園 (幼保連携型)	塩山上於曾 445 番地 1	33 - 2487	1号認定：15 2・3号認定：100
塩山愛育園 (保育所型)	塩山上於曾 1217 番地	33 - 2072	1号認定：15 2・3号認定：110
千野保育園 (保育所型)	塩山千野 3653 番地	33 - 2624	1号認定：15 2・3号認定：65
泉保育園 (幼保連携型)	塩山上塩後 10 番地 3	33 - 3016	1号認定：12 2・3号認定：58
赤尾保育園 (幼保連携型)	塩山赤尾 713 番地 1	33 - 2068	1号認定：15 2・3号認定：110
みいづ保育園 (保育所型)	塩山上井尻 692 番地 1	33 - 6842	1号認定：11 2・3号認定：29
岩崎保育園 (幼保連携型)	勝沼町下岩崎 1731 番地 3	44 - 1524	1号認定：15 2・3号認定：90

※ 1号認定・2号認定・3号認定の区分については、P34 参照



保育所などで実施している特別保育事業（令和6年4月1日現在）

		一時預かり	延長保育	病後児保育	体調不良児保育	障害児保育
公立保育所 施設	松里保育所	○	○			○
	奥野田保育所	○	○			○
	東雲保育所	○	○			○
	大和保育所	○	○			○
私立認定 こども園	塩山カトリック 幼稚園	○	○			○
	たんぼぼ こども園	○	○		○	○
	塩山愛育園	○	○		○	○
	千野保育園		○	○	○	○
	泉保育園	○	○			○
	赤尾保育園	○	○			○
	みいづ保育園	○	○			○
	岩崎保育園	○	○			○

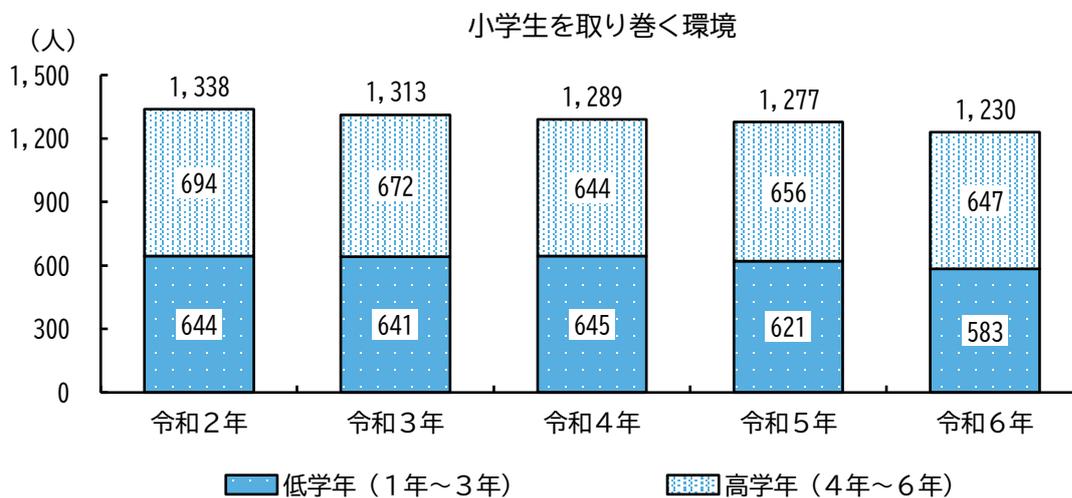
保育所などの利用状況（令和6年4月1日現在）

単位：人

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
公立保育所 施設	松里保育所	0	2	3	3	3	5	16
	奥野田保育所	1	4	7	3	4	7	26
	東雲保育所	3	3	10	5	2	13	36
	大和保育所	0	0	3	2	5	5	15
私立認定 こども園	塩山カトリック 幼稚園	0	1	6	9	15	5	36
	たんぼぼ こども園	5	17	18	25	23	25	113
	塩山愛育園	4	19	25	20	31	19	118
	千野保育園	2	10	12	11	24	19	78
	泉保育園	2	9	10	12	10	10	53
	赤尾保育園	5	18	15	29	26	27	120
	みいづ保育園	1	5	6	7	6	11	36
	岩崎保育園	4	14	21	19	22	23	103
市外の教育・保育施設を利用		0	2	12	10	6	10	40
合計		27	104	148	155	177	179	790

(2) 小学生を取り巻く環境

本市の小学生（6歳～11歳）人口の推移をみると、令和2年から令和6年にかけて1,338人から1,230人へと108人減少しています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

市内の児童クラブ

名称	所在地	電話
塩山南児童クラブ	塩山下於曾 1021 番地 3（塩山南児童センター内）	33 - 7900
塩山西児童クラブ	塩山上於曾 984 番地 1（塩山西児童センター内）	33 - 2625
塩山北児童クラブ	塩山千野 3409 番地 4（塩山北児童センター内）	33 - 7800
松里児童クラブ	塩山小屋敷 1353 番地（松里公民館内）	33 - 7100
奥野田児童クラブ	塩山熊野 964 番地 1（奥野田公民館内）	33 - 7901
大藤児童クラブ	塩山中萩原 658 番地 6（大藤公民館内）	33 - 7902
井尻児童クラブ	塩山上井尻 1675 番地（井尻公民館内）	33 - 7903
玉宮児童クラブ	塩山竹森 3381 番地（玉宮公民館内）	33 - 7907
神金児童クラブ	塩山上萩原 9 番地（神金公民館内）	33 - 7930
勝沼児童クラブ	勝沼町勝沼 1281 番地 2（勝沼中央公民館内）	44 - 2159
祝児童クラブ	勝沼町下岩崎 1002 番地 1（祝ふれあい親子館内）	44 - 5514
東雲児童クラブ	勝沼町休息 1565 番地 1（東雲ふれあい親子館内）	44 - 3723
菱山児童クラブ	勝沼町菱山 1204 番地（旧菱山保育所）	44 - 0628
大和児童クラブ	大和町初鹿野 1693 番地 1（大和公民館内）	48 - 2014

3 甲州市の子ども・子育て支援事業の実績

(1) 教育・保育施設

①-1 幼稚園利用（1号）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	36	35	31	32
実績値	98	98	108	116

①-2 保育所利用（2、3号）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	884	824	783	780
実績値	873	816	756	734

【評価と課題】

1号認定児童が増加した理由は、市内私立保育園が全て認定こども園へ移行したことに
より、計画値を策定した平成30年と比較して、1号認定児童の受け皿が増大したことが主
な要因と考えられます。

2、3号認定児童については、計画値に達していませんが、令和6年9月から市独自で
実施している保育料無償化事業により、今後実績値の増加が期待されます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	1	1	1	1
実績値	1	1	1	1

【評価と課題】

令和6年度からこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子
保健や育児に関する様々な相談に応じています。今後ますます身近な相談場所としての機
能を維持継続していく必要があります。

② 時間外保育事業（延長保育）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	288	273	261	258
実績値	233	205	212	236

【評価と課題】

計画値には達していませんが、一定数の利用があることから時間外保育事業の需要があり、引き続き支援体制を整えていく必要があります。

③ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値		525	516	513	484
	1年生	148	146	147	136
	2年生	153	151	151	140
	3年生	116	115	115	107
	4年生	70	67	65	65
	5年生	22	22	21	21
	6年生	15	15	14	14
申込数		491	474	472	478
	1年生	128	147	123	125
	2年生	125	121	134	116
	3年生	119	95	95	117
	4年生	66	68	68	64
	5年生	38	29	34	39
	6年生	15	14	18	17
実績値		491	474	472	478
	1年生	128	147	123	125
	2年生	125	121	134	116
	3年生	119	95	95	117
	4年生	66	68	68	64
	5年生	38	29	34	39
	6年生	15	14	18	17

【評価と課題】

計画値には達していませんが、実績値はほぼ横ばいで推移していることから放課後児童健全育成事業は各学年とも一定数の需要があり、今後も同程度の利用が見込まれます。

④ 子育て短期支援事業

単位：家族

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	0	0	0	3
実績値	0	0	0	1

【評価と課題】

近隣に受け入れ施設が乏しいこともあり対象者の特性に合わせた施設選定が難しくなっていますが、支援が必要な世帯に対しては対応することができました。一時的であつても親子が離れることに抵抗を示すことがあることから、慎重に対応していく必要があります。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	152	148	142	136
実績値	119	133	121	132

【評価と課題】

対象世帯に早期に訪問することができており、子育ての孤立化を防ぐために重要な役割を担っています。



⑥ 地域子育て支援拠点事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	15,725	14,982	15,079	14,530
実績値	10,739	12,855	13,240	15,339

【評価と課題】

新型コロナウイルス感染症の流行により利用制限のあった令和4年度までについては実績値が計画値を大きく下回っていますが、令和5年度は制限が解除されたこともあり需要が高まり実績値が上回る結果となったと考えます。

子育てサロンや市母子保健事業との連携等を強化したため利用者の増加に繋がったと考えます。

⑦ 一時預かり事業

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	預かり保育・定期的利用	4,119	3,976	3,833	3,690
	その他利用	1,870	1,778	1,696	1,678
実績値	預かり保育・定期的利用	3,462	4,342	4,224	4,296
	その他利用	1,379	1,632	1,481	1,982

【評価と課題】

新型コロナウイルス感染症の流行により利用人数が減少しましたが、制限が解除された令和5年度には利用人数が回復しました。一時預かり事業の需要に対応した支援体制を引き続き整えていく必要があります。

⑧ 病児・病後児保育事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	706	671	640	634
実績値	151	279	335	831

【評価と課題】

令和5年度に事業を開始した事業所が1か所あり実績値が計画値を上回りました。今後も病児・病後児保育事業の需要に対応した支援体制を引き続き整えていく必要があります。

⑨ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	低学年	426	420	422	392
	高学年	298	288	276	278
実績値	低学年	320	187	146	329
	高学年	317	322	354	396

【評価と課題】

習い事等への送迎の需要が高まっているため、特に高学年については、実績値が計画値より高くなっています。持続可能な事業運営をするためには協力会員の確保が不可欠であり、継続的な事業周知を行っていく必要があります。

⑩ 妊婦健診事業

単位：件

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値		1,750	1,750	1,750	1,750
実績値		1,633	1,744	1,498	1,515

【評価と課題】

母子健康手帳交付時や妊婦訪問等で相談に応じ、妊婦が必要な健診を受けられるよう支援していきます。

⑪ 養育支援訪問事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	1	1	1	1
実績値	0	0	1	0

【評価と課題】

専門職による指導・助言を通じて適切な養育の実施を図ることを目的としていますが、母子保健による訪問等支援が充実していることから本事業の利用までには至らないことが多くなっています。支援対象世帯を見極めるための事前アセスメントが重要です。

4 甲州市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果概要

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査概要

① 調査の目的

アンケート調査は、小学生以下のお子さんのいる保護者の教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズなどを把握し、計画づくりの基礎資料とするために実施しました。

② 調査の方法

令和6年2月に実施し、2種のアンケートを以下の対象者に実施しました。それぞれの回収率等は以下の通りです。

調査対象	調査数	調査方法	対象者	有効回収 [※] 票数と有効回収率
未就学児童世帯（保護者）	500	郵送配付	無作為抽出	367（73.4%）
小学生世帯（保護者）	500	郵送配付	無作為抽出	374（74.8%）

※ 有効回収とは、集計対象にできた回収分のこと。

③ 留意点

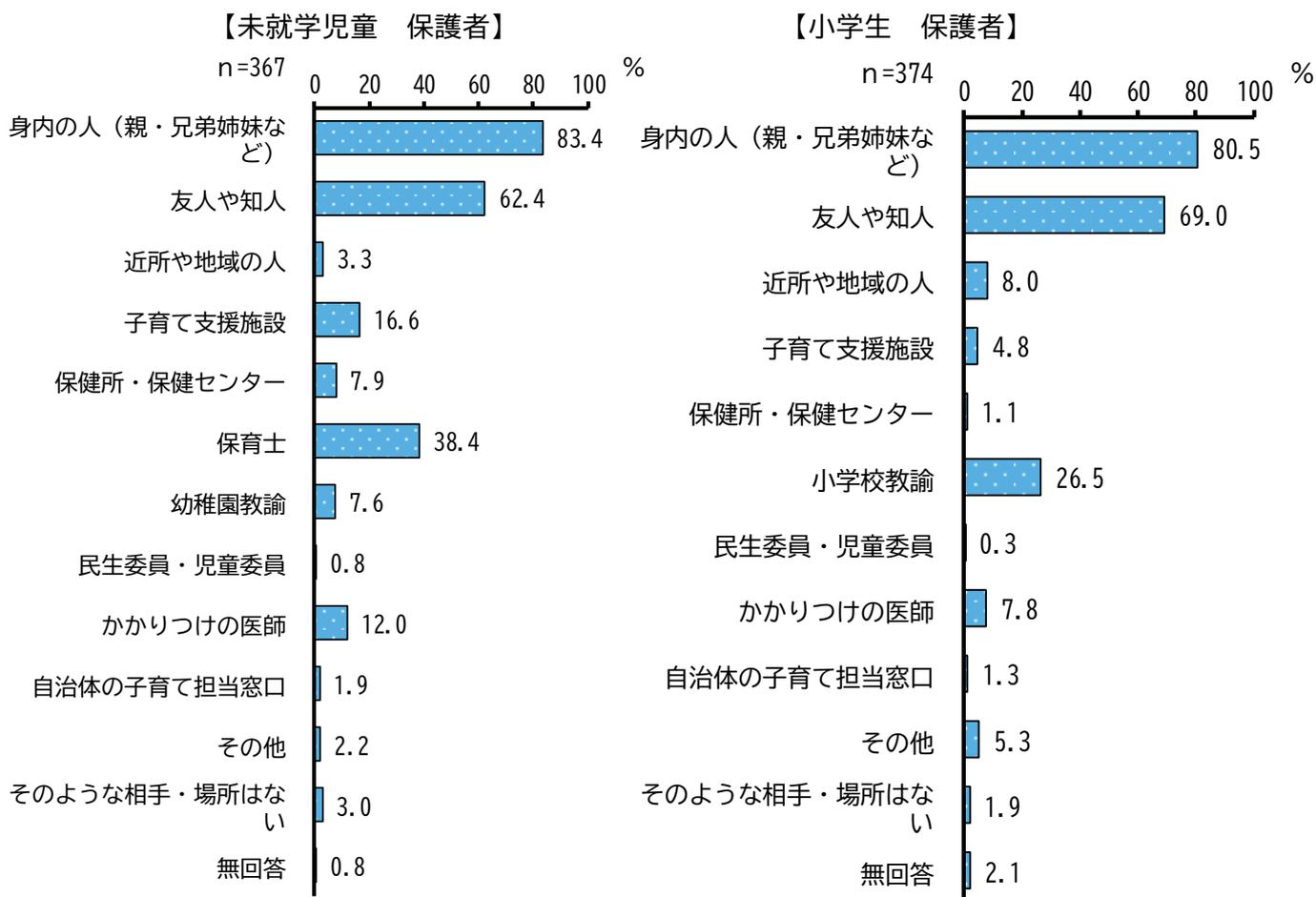
- ・設問のなかには前問に答えた人のみが答える「限定設問」があり、その設問においては表中の「回答者数」が全体より少なくなっています。
- ・設問には1つのみ答える単数回答と、「3つまで」、「あてはまるものすべて」などの回答を求める複数回答があり、複数回答の設問では、表記の割合の合計が100%を超えます。
- ・回答結果の割合（%）は、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。
- ・グラフ及び表の「n」は、集計対象者数を表しています。

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果

① 子育てについて気軽に相談できる相手・場所

未就学児童保護者では、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」の割合が83.4%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が62.4%、「保育士」の割合が38.4%となっています。

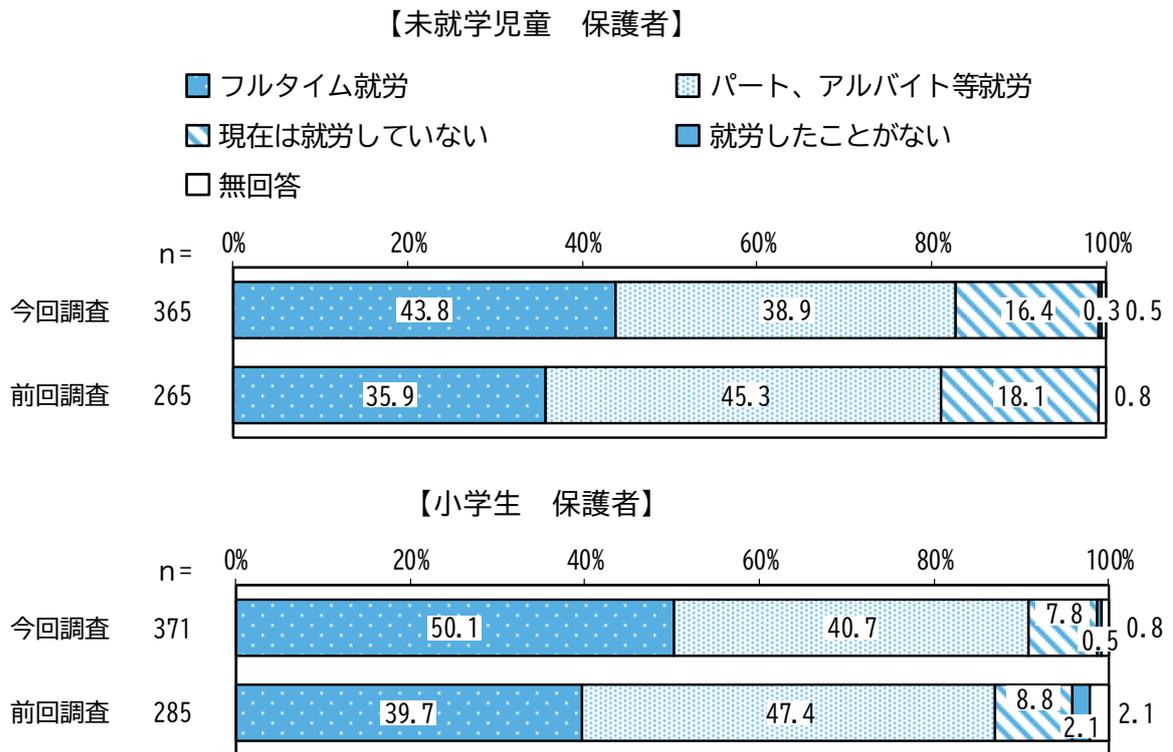
小学生保護者では、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」の割合が80.5%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が69.0%、「小学校教諭」の割合が26.5%となっています。



② 母親の就労状況

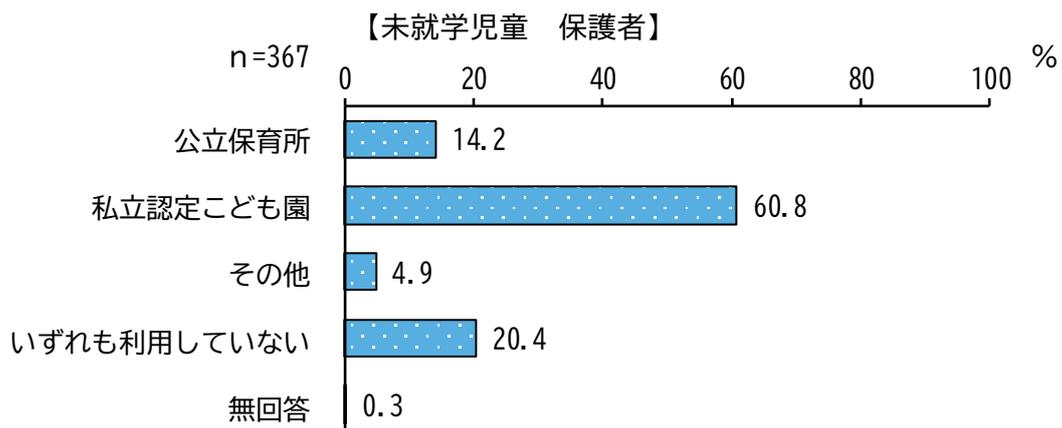
母親のフルタイム就労が、前回調査（平成31年1月）と比較して、未就学児童保護者においては7.9ポイント、小学生保護者においては10.4ポイント増加しています。一方でパートタイム、アルバイト等就労の割合は減少しており、全体として母親の就労時間が長いものになっています。

※ ここでのフルタイム就労とは、雇用条件ではなく、週5日・1日8時間程度の就労のこと。



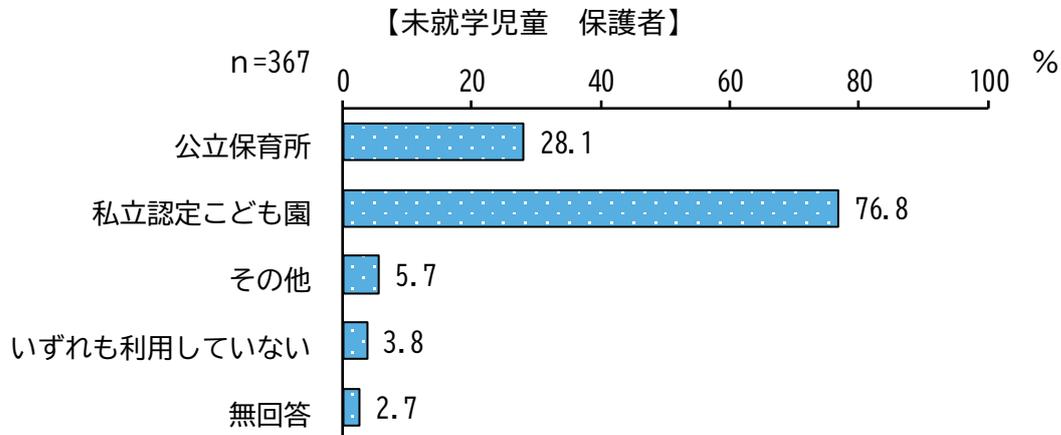
③ 平日の教育・保育施設などの利用状況

現在の利用状況は、「私立認定こども園」の割合が60.8%と最も高くなっています。



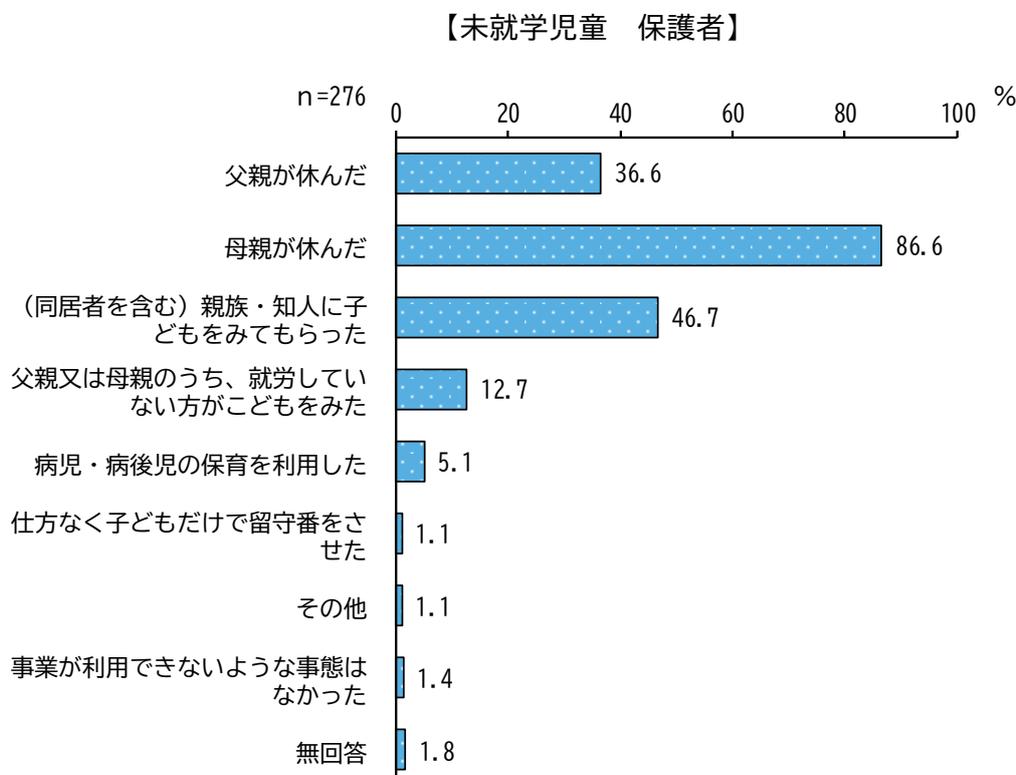
④ 平日の教育・保育施設などの利用意向状況

現在利用している、していないにかかわらず、今後の利用意向においても「私立認定こども園」の割合が76.8%と最も高くなっています。



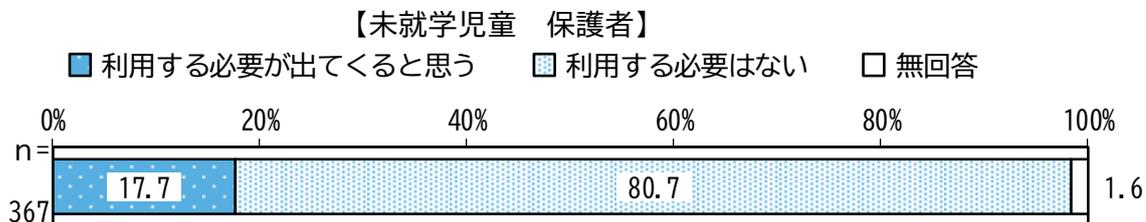
⑤ 病気やけがで通常の事業（保育所など）が利用できなかった場合の対処方法

「母親が休んだ」の割合が86.6%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が46.7%、「父親が休んだ」の割合が36.6%となっています。



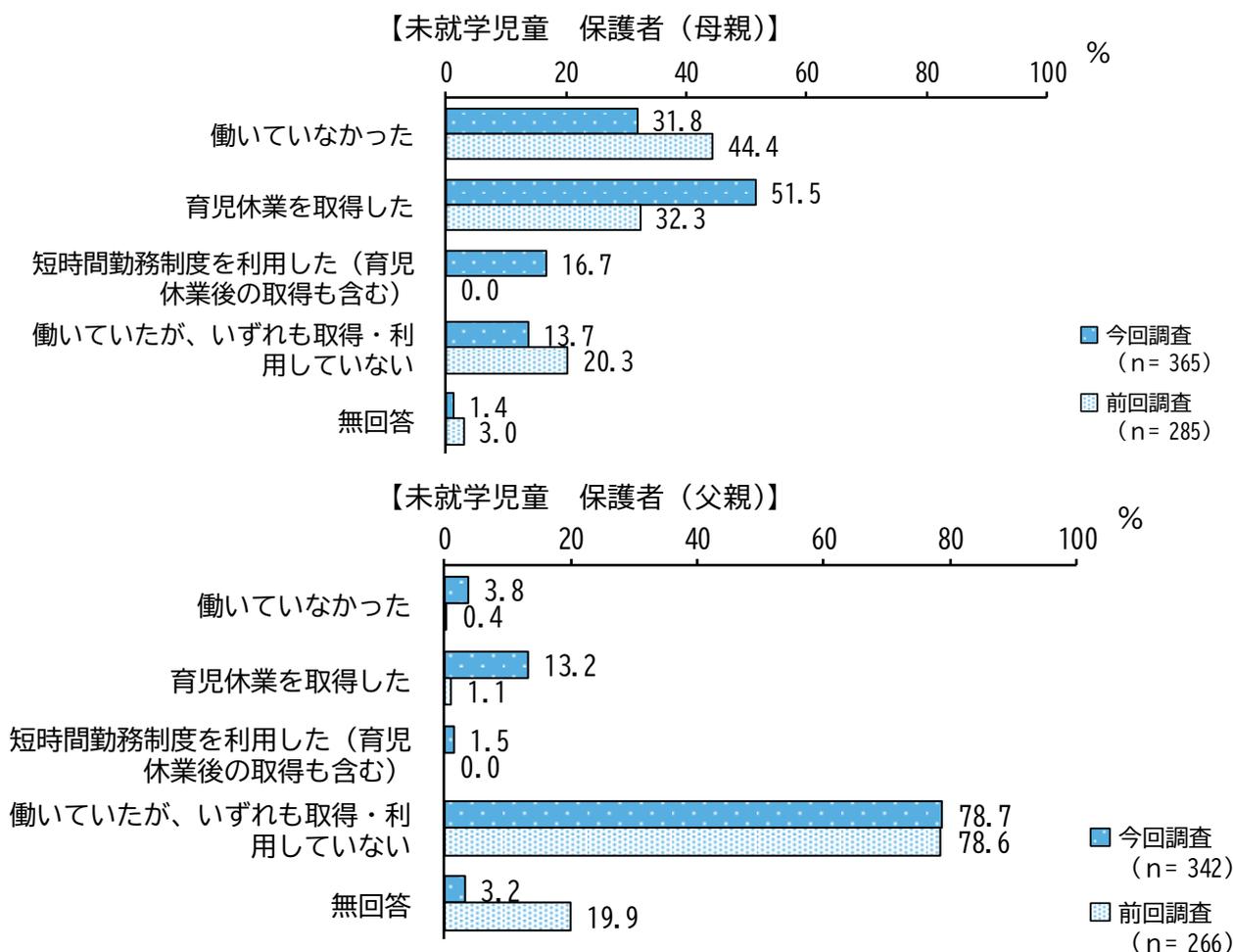
⑥ 不定期事業の必要性

保護者の用事（冠婚葬祭や家族の育児疲れ、病気等）により、こどもを泊りがけで家族以外に預ける必要があるかについて、「利用する必要があると思う」の割合が17.7%、「利用する必要はない」の割合が80.7%となっています。



⑦ 育児休業の取得状況

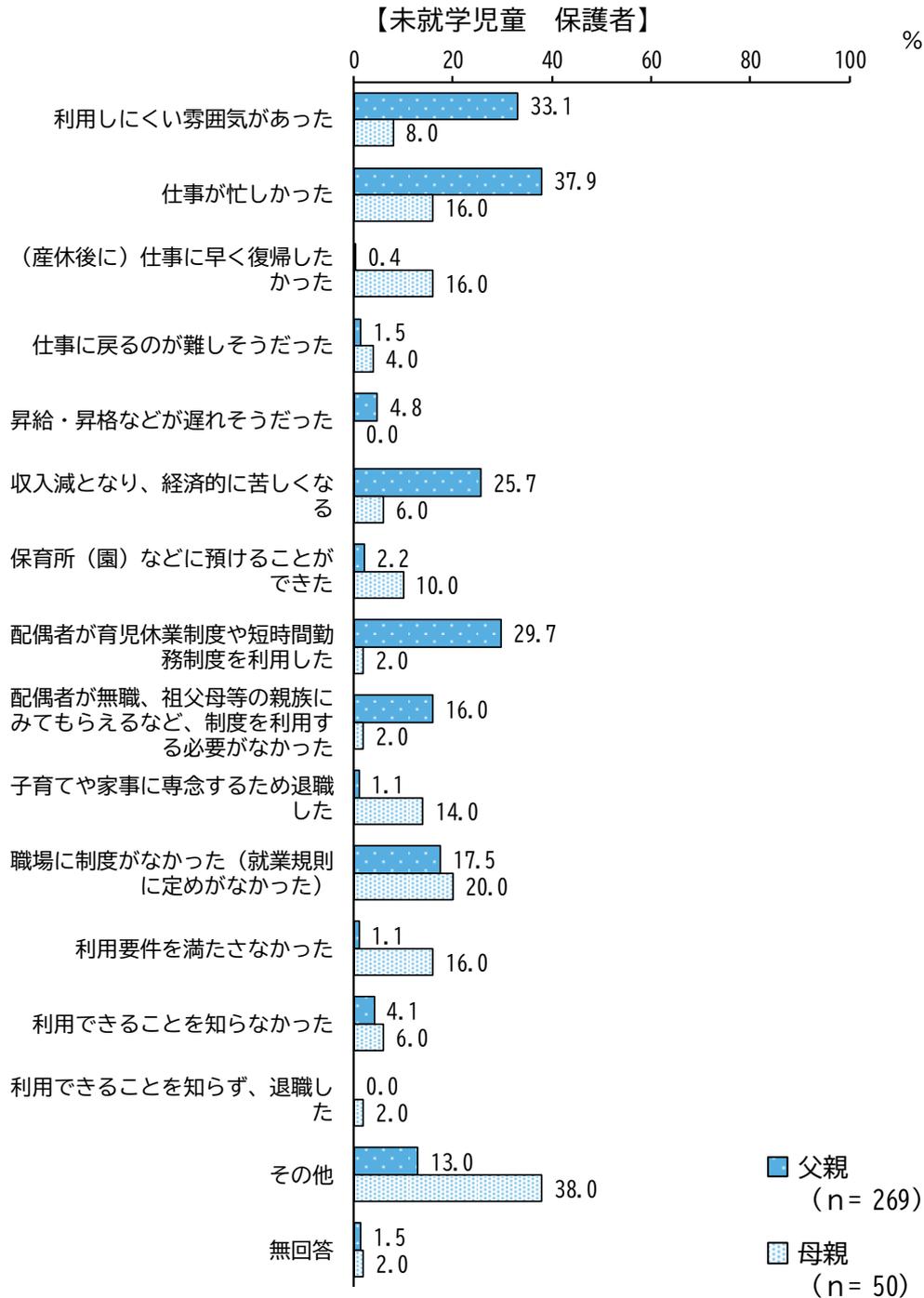
育児休業を取得した割合が、母親では19.2ポイント、父親では12.1ポイント増加しています。育児休業の取得が、前回調査時（平成31年1月）より社会に定着していると考えられます。また、母親の約2割が短時間勤務制度を利用しています。取得状況の変化を明確にするため、父母別で示しました。



※ 前回調査（平成31年1月）では、「短時間勤務制度を利用した（育児休業後の取得も含む）」は未実施です。

⑧ 育児休業を取得しなかった理由

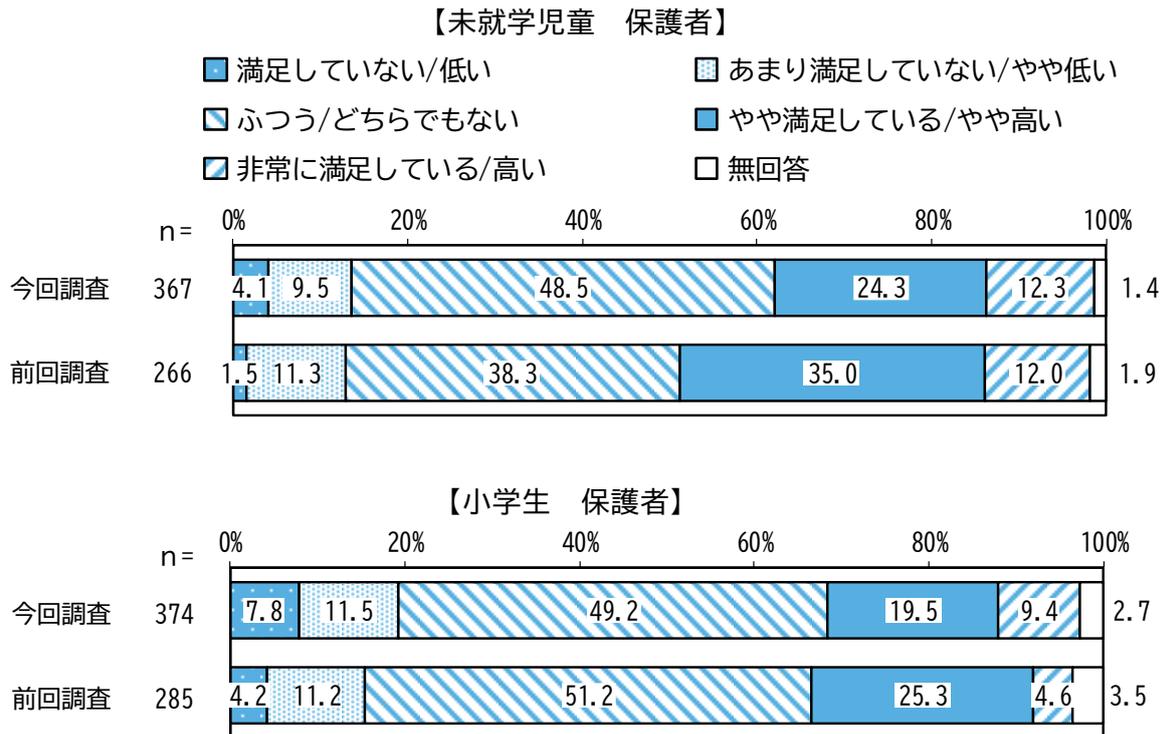
育児休業を取得しなかった理由としては、父親では「仕事が忙しかった」が37.9%ともっとも多く、ついで「利用しにくい雰囲気があった」が33.1%となっています。母親では「職場に制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が最も多く20.0%となっています。



⑨ 甲州市の子育て環境や支援の満足度

未就学児童保護者においては、「やや満足している」が減少し、「ふつう」が増加しています。前回調査と比較すると、満足度（「やや満足している」と「非常に満足している」の合計）は、減少しています。

小学生保護者においては、「非常に満足している」がやや増加しています。前回調査（平成31年1月）と比較すると、満足度に大きな違いはありません。



※ 前回調査では、選択肢を「低い」「やや低い」「どちらでもない」「やや高い」「高い」で実施しており、相当する選択肢と比較しています。

課題① 教育・保育サービスの充実

ニーズ調査では、母親の就労状況をみると、未就学児童保護者、小学生保護者ともに、前回調査に比べ、「フルタイム就労」の割合が高くなっています。また、平日の教育・保育施設の利用状況をみると、未就学児童の約8割が公立保育所や私立認定こども園を利用しています。

多様化する就労形態や就労時間の変化の中で、保護者の教育・保育事業のニーズを的確に把握していくとともに、そのニーズに対応していくことが必要です。

課題② 育てやすさを感じられるよう保護者に寄り添う支援

ニーズ調査では、子育てについて気軽に相談できる相手や場所の有無についてみると、身内の人や友人・知人の割合が高くなっています。一方で、自治体の子育て担当窓口や保健所・保健センターなどの割合が低くなっており、若干ではありますが、相談相手がいないと回答された保護者もいます。

保護者が抱えている不安等を解消し、育てやすい環境を整えるため、相談しやすい体制の構築が必要です。

課題③ 子育てしやすい環境の整備

ニーズ調査では、未就学児童保護者において子育て環境や支援の満足度が前回調査に比べ減少しています。

不安定な社会情勢の中、こどもを持つことへの不安を抱く人が増えている中で、妊娠期から学齢期までの切れ目のない支援を進めていき、子育てしやすい環境を整備していくこと、地域社会全体がこどもと子育て家庭に寄り添い、支えられる体制を構築していくことが必要です。

1 基本理念

すべてのこどもが心豊かに成長できるまちづくり

「こども基本法」において、こども自身が、年齢及び発達の程度に応じた意見を表明し、個人として尊重され、最善の利益が優先して考慮されること、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備することが、求められています。

このことを踏まえ、こどもたちが、心豊かに育ち、将来の社会をつくりあげる原動力となるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努め、事業の充実を図ることにより、全てのこどもが健やかに成長できる子育て環境を整えていきます。

第3期甲州市子ども・子育て支援事業計画における基本理念は、『すべてのこどもが心豊かに成長できるまちづくり』とします。



2 基本方針

基本理念を実現するために、次の基本方針に基づき取り組んでいきます。

子ども・子育て支援事業の推進

① こどもの健やかな成長を支える環境づくり

こどもは、未来を担う存在です。こども一人ひとりが可能性を伸ばしながら成長できるよう、母子保健や教育・保育サービスの充実、学び・体験の機会の提供など、妊娠・出産から保育所等に入所するまでの期間や保育所等を卒園して小学校に入学した学齢期に至るまで、ライフステージの各段階に応じて、こどもの発達段階の特性を踏まえ、切れ目のない支援に取り組み、こどもの健やかな成長を支えます。

② 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

保護者が抱えている不安等を解消し、育てやすい環境を整えるため「こども家庭センター」を核としながら、児童福祉と母子保健それぞれの機能を連携強化し、妊娠期からすべての妊産婦とこども、保護者を包括的に支援していきます。

③ 子育てを地域で見守り、支援する環境づくり

子育ての第一義的な責任は父母等の保護者であると同時に、時代を担うこどもたちの育成は、社会全体の責務であり、こどもと保護者を地域全体、また社会全体で支えていくことが重要になってきます。地域社会における子育ての意義の理解が一層進み、地域社会全体がこどもと子育て家庭に寄り添い、支える体制づくりを進めていきます。

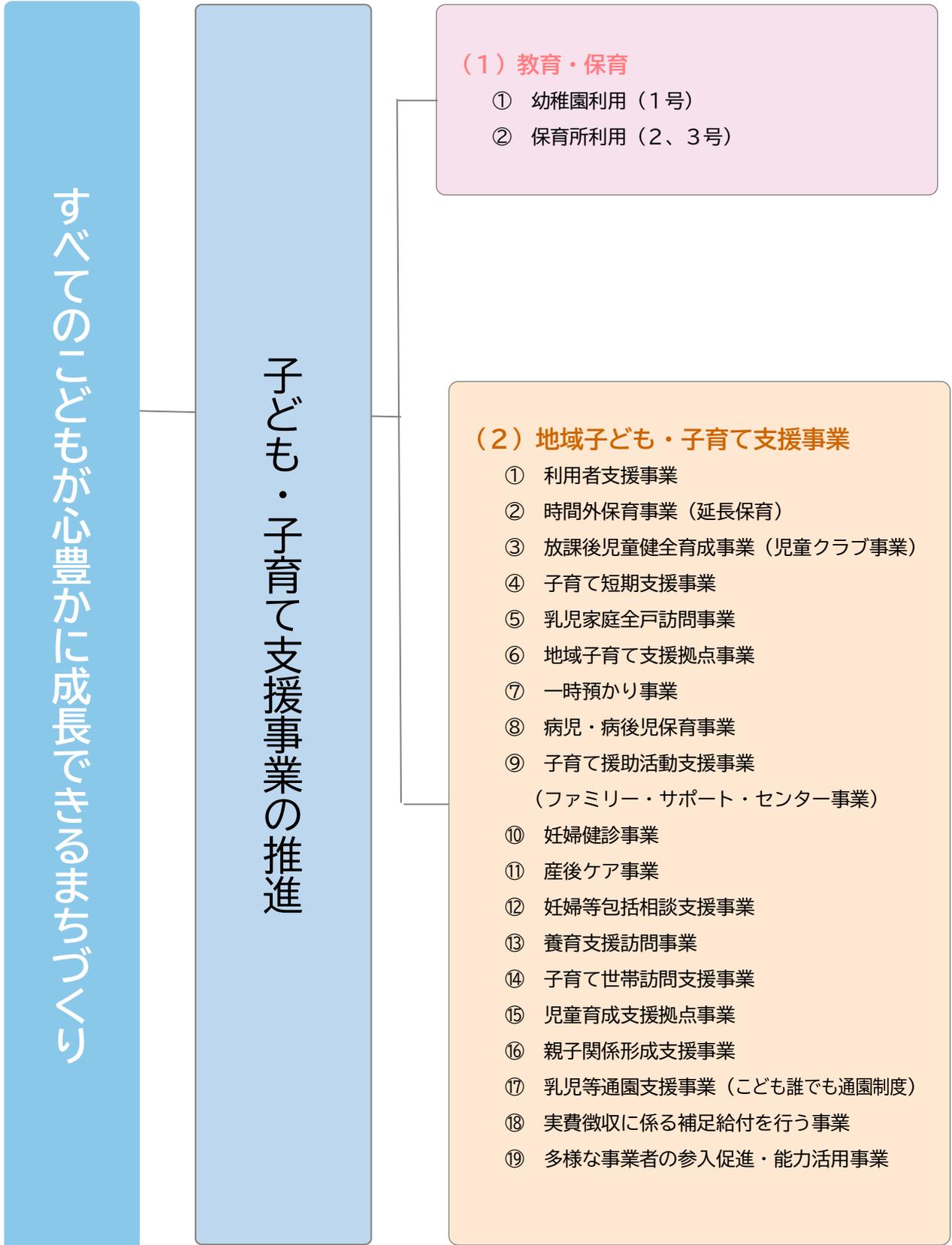


3 本市におけるこども施策の体系

【基本理念】

【基本方針】

【主な取り組み内容】



4 関連計画との役割分担

すべてのこどもが心豊かに成長できるまちづくりを進め、地域の将来を支えていく次の世代を育成していくためには、子ども・子育て支援事業の推進とともに、母子保健や教育、男女の共同参画など広範な取り組みを一体的に推進することが必要となります。

第2期計画に引き続き、市で策定している以下の計画と連携することで、様々な分野における取り組みが連動するように計画を進めていきます。

	妊娠 出産期	乳児期 (概ね1歳未満)	幼児期 (概ね3歳未満)	幼児期 (概ね3歳未満)	学齢期
職場	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>甲州市男女共同参画推進計画</p> <hr style="border: 1px dashed black;"/> <p>甲州市母子保健計画</p> <hr style="border: 1px dashed black;"/> <p>甲州市子ども・子育て支援事業計画</p> <hr style="border: 1px dashed black;"/> <p>甲州市教育振興基本計画</p> </div>				
家庭					
地域					
保育施設					
教育施設					

※主な範囲であり、それぞれの計画として全体を対象としている。



第4章

子ども・子育て支援事業の推進

1 基本的な考え方

(1) 子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法で規定された保育所、幼稚園などの教育・保育、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、時間外保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの地域子ども・子育て支援事業は、この計画の基本理念を実現するための中心的な取り組みとなります。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われたため、改正後の基本指針に即した対応を行いました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(3) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

現在の保育園等施設の立地状況に加え、子育て世代をはじめ市民の移動手段は自家用車が一般的であり、乳幼児期の子育て支援を行う中核施設に円滑にアクセスできることから、全サービスについて市内を【1区域】として、柔軟性のある需給調整を行っていきます。

(4) 教育・保育の量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、市内全域を1区域として必要量を見込むものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する新2号認定こどもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望しているこども	幼稚園 認定こども園
1号認定 (新2号認定)	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望するこども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望しているこども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望しているこども（以下、3号（0歳）・3号（1・2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としているこどもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月48時間を下限時間とします。

(5) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

アンケートの回答により算出した見込み量から、本市の実績や状況を踏まえた調整を行い、各項目の「量の見込み」として算出しました。

(6) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容を設定しました。

(7) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込み量に対し提供体制が確保されていますが、今後の未就学児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

(8) こどもの数と家庭類型の推計

計画期間中におけるこどもの数について、コーホート変化率法(※)にて令和2～6年度の人口を基準として、令和7年度から令和11年度までの0歳～11歳のこどもの数を推計しました。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	119	114	110	106	102
1歳	126	121	116	112	108
2歳	149	143	138	133	128
3歳	132	127	122	117	113
4歳	143	138	133	128	123
5歳	152	146	140	135	130
6歳	177	170	163	157	151
7歳	165	159	153	147	141
8歳	194	187	180	173	166
9歳	211	203	195	188	181
10歳	199	191	184	177	170
11歳	191	184	177	170	163
合計	1,958	1,883	1,811	1,743	1,676

※コーホート変化率法：過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

アンケート調査結果から推計される家庭類型（希望）は、共働きのタイプBやタイプCが約8割となっていました。

家庭類型のタイプ	未就学児童保護者 /希望（潜在）		小学生保護者 /希望（潜在）	
	実数	割合	実数	割合
A：ひとり親	20	6.6%	49	13.8%
B：フルタイム×フルタイム	151	49.8%	162	45.5%
C：フルタイム×パートタイム（一定時間以上）	113	37.3%	127	35.7%
C'：フルタイム×パートタイム（一定時間未満）	5	1.7%	0	0.0%
D：専業主婦（夫）	11	3.6%	15	4.2%
E：パート×パート（ともに一定時間以上）	1	0.3%	3	0.8%
E'：パート×パート（いずれかが一定時間未満）	0	0.0%	0	0.0%
F：無業×無業	2	0.7%	0	0.0%
全体	303	100.0%	356	100.0%

2 教育・保育の量の見込み

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

① 幼稚園利用（1号）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定 (幼稚園・こども園) 見込み	76	73	70	68	65
新2号認定 (幼稚園・こども園)+預かり 保育見込み	19	18	18	17	16
【幼稚園利用】見込み合計	95	91	88	85	81
【幼稚園利用】確保合計-市内	113	113	113	113	113

② 保育所利用（2、3号）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2号認定 (保育所・こども園) 見込み	332	320	307	295	285
確保-市内	540	540	540	540	540
3号認定 (0歳/保育所・こども園) 見込み	66	63	61	59	56
確保-市内	66	63	61	59	57
3号認定 (1-2歳/保育所・こども園) 見込み	251	240	231	223	216
確保-市内	271	274	276	278	280
【保育所利用】見込み合計	649	623	599	577	557
【保育所利用】確保合計-市内	877	877	877	877	877

【量の確保】

幼稚園利用（1号）、保育園利用（2号・3号）ともに、全体的に供給量に余裕が出てくる見込みのため、量的拡充についての検討は行いません。

今後の就学前児童人口や市独自の保育料無償化事業に伴う入所希望未満児数の推移、保育士配置基準見直しの動向なども注視しながら、量の確保を行っていきます。

【質の確保】

児童が安全安心に過ごせる環境整備はもとより、様々な特性を持つ児童に対してもきめの細かい対応が出来るよう、保育士の資質向上に向けた研修の充実を図っていきます。

また、私立認定こども園との情報交換等による相互理解の深化、共有した課題に対する支援、市教育委員会も含めた小学校接続への支援等を包括的に行うことにより、児童が健やかに成長できるよう質の維持向上を図っていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保の方策（か所）	1	1	1	1	1

【 提供体制の確保内容 】

令和6年度から、すべての妊産婦と子育て世帯、子どもを切れ目なく一体的に支援するための「こども家庭センター」を設置し、妊娠や出産、子育て全般に関する相談や、児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラーなどの問題を抱えた子どもに関する相談に対応することで、母子保健機能と児童福祉機能とが協働・連携した一体的な支援を実施しています。



(2) 時間外保育事業（延長保育）

【 概要 】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	209	201	193	186	179
確保の方策（人）	209	201	193	186	179

【 提供体制の確保内容 】

市内のすべての保育所等で実施しています。

引き続き各保育所等において時間外保育の実施体制の確保を図り、利用者のニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。



(3) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）

【 概要 】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	481	493	488	481	466
1年生	145	140	134	129	124
2年生	120	136	130	125	120
3年生	107	97	109	105	101
（低学年 計）	372	373	373	359	345
4年生	67	70	63	72	69
5年生	32	34	35	32	36
6年生	10	16	17	18	16
（高学年 計）	109	120	115	122	121
確保の方策（人）	535	535	535	535	535
実施施設数	14	14	14	14	14
定員数	535	535	535	535	535

【 提供体制の確保内容 】

定期的に利用者へのアンケート調査を実施することで現状把握と利用者の要望を捉え、質の改善・確保に取り組めます。

引き続き、地域の保護者や住民、事業者等の協力を得ながら市内14か所の児童クラブを運営し、必要な事業量の確保を図ります。



(4) 子育て短期支援事業

【 概要 】

保護者の疾病等により家庭において養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	3	3	3	3	3
確保の方策（人）	3	3	3	3	3

【 提供体制の確保内容 】

市内外3事業者と契約して事業実施体制を整備しており、見込まれるニーズには対応可能と考えます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師・保健師等が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、適切なサービス提供に結びつけるための事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（家庭）	119	114	110	106	102
確保の方策（家庭）	119	114	110	106	102

【 提供体制の確保内容 】

お子さんが生まれたすべてのご家庭を訪問し、育児に関する保護者の不安や困りごとの相談に応じ、健やかなお子さんの成長を支援します。

(6) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

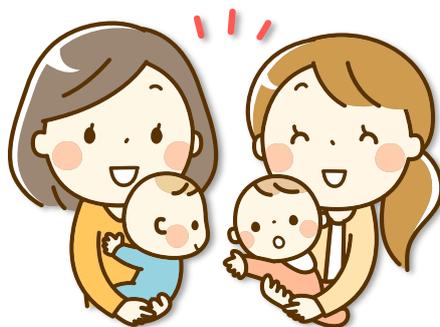
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人）	16,750	16,097	15,485	14,914	14,363
確保の方策（延べ人）	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100

【 提供体制の確保内容 】

現在、市内計4か所（こすもす・こども館、ちゅうりっぷクラブ、のびのびチビッコひろば、あっぷっぷ）で事業を実施しています。1か所平均毎回25人程度、年間では延べ22,100人の受け入れが可能であることから、予想されるニーズに対応可能な状況です。



(7) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預り、必要な保護を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人）	5,385	5,181	4,981	4,794	4,618
預かり保育・定期的利用	3,632	3,496	3,360	3,233	3,114
その他定期的な利用	1,753	1,685	1,621	1,561	1,504
確保の方策（延べ人）	5,385	5,181	4,981	4,794	4,618
預かり保育・定期的利用	3,632	3,496	3,360	3,233	3,114
その他定期的な利用	1,753	1,685	1,621	1,561	1,504

【 提供体制の確保内容 】

現在、市内の公立保育所4か所、認定こども園7か所、NPO法人1か所で一時預かり事業を行っています。

施設や確保体制を考えると、予想されるニーズに対応可能と考えられます。

(8) 病児・病後児保育事業

【 概要 】

病気の児童について、病院や保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人）	731	703	676	650	625
確保の方策（延べ人）	731	703	676	650	625

【 提供体制の確保内容 】

現在、病後児対応型が1施設、体調不良児対応型が3施設あります。施設や確保体制を考えると、予想されるニーズに対応可能と考えられます。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 概要 】

地域で子育てを支援するため、児童の預かり等の援助を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未就学児 量の見込み（延べ人）	277	266	256	247	237
低学年 量の見込み（延べ人）	289	278	268	257	248
高学年 量の見込み（延べ人）	393	405	414	423	429
確保の方策（延べ人）	959	949	938	927	914

【 提供体制の確保内容 】

少子化が進行する中であっても核家族化の進行等により、利用ニーズが高まっていることから、今後も利用希望数は維持していくことが見込まれます。協力会員の確保のため事業の周知活動を継続していきます。

(10) 妊婦健診事業

【 概要 】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行うとともに、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（件）	1,666	1,596	1,540	1,484	1,428
確保の方策（件）	1,666	1,596	1,540	1,484	1,428

【 提供体制の確保内容 】

すべての妊婦が必要な健診が受けられるよう支援します。

(11) 産後ケア事業

【 概要 】

産後4か月までの母親と乳児を対象に心身のケアや育児サポート等を行い、産後の不安や負担感を軽減することを目的に実施する宿泊型の事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	12	12	12	12	12
宿泊型（泊）	31	31	31	31	31
デイサービス型					
アウトリーチ型					
確保の方策（泊）	31	31	31	31	31

【 提供体制の確保内容 】

県内の全市町村で組織する「山梨県産後ケア推進委員会」を通して、産前・産後ケアセンター「ママの里」で事業を実施しています。令和7年4月施行の子ども・子育て支援法の改正により、母子保健法に基づく事業から、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられることから、さらに利用ニーズを的確にとらえ、本サービスを利用しやすい体制を構築していきます。

(12) 妊婦等包括相談支援事業

【 概要 】

妊娠期から妊婦とその配偶者に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報提供を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	357	342	330	318	306
確保の方策（回）	357	342	330	318	306

【 提供体制の確保内容 】

妊娠届出時、妊娠6～8か月ごろ、出産後に保健師または助産師等により面談を実施し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を実施しています。令和7年4月施行の子ども・子育て支援法の改正により「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられることから、今後も全妊産婦に対し支援できるよう体制を強化していきます。

(13) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	1	1	1	1	1
確保の方策（人）	1	1	1	1	1

【 提供体制の確保内容 】

令和6年度から本事業は専門職の訪問による養育支援訪問事業と訪問支援員の訪問による子育て世帯訪問支援事業とに分割整理されています。それぞれの事業内容に係る利用実績を参照し、事業量として見込みました。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	3	3	3	3	3
確保の方策（人）	3	3	3	3	3

【 提供体制の確保内容 】

令和6年4月施行の児童福祉法改正により「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、令和6年度から社会福祉協議会へ委託し本事業を実施してします。訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行っていきます。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【 提供体制の確保内容 】

令和6年4月施行の児童福祉法の改正により「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられたので、国の動向を確認しつつ、本市での事業実施体制について検討するために、まずは、子育て世帯に対する通常の相談支援等を通じて、地域における児童の居場所確保等に係るニーズについて実情把握を行います。

(16) 親子関係形成支援事業（新規事業）

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【 提供体制の確保内容 】

令和6年4月施行の児童福祉法の改正により「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられたので、国の動向を確認しつつ、本市での事業実施体制について検討するために、まずは、子育て世帯に対する通常の相談支援等を通じて、地域における親子関係形成に向けた支援に係るニーズについて実情把握を行います。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）

【 概要 】

現行の幼児教育・保育給付に加え、月ごとに一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
〈必要受入時間数〉		320	320	310	290
0歳		100	100	90	90
1歳		100	100	100	90
2歳		120	120	120	110
〈必要定員数〉		32	32	31	29
0歳		10	10	9	9
1歳		10	10	10	9
2歳		12	12	12	11
確保方策					
〈必要受入時間数〉		320	320	310	290
0歳		100	100	90	90
1歳		100	100	100	90
2歳		120	120	120	110
〈必要定員数〉		32	32	31	29
0歳		10	10	9	9
1歳		10	10	10	9
2歳		12	12	12	11

※算出方法は、こども家庭庁 認可保育所等及びこども誰でも通園制度における整備量見込調査による。

【 提供体制の確保内容 】

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国の自治体において実施することになることから、本市においても事業実施に向けて、国の動向等を踏まえつつ、実施体制を整備していきます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

平成27年度から子ども子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として制度化されました。保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園等（特定教育・保育施設等）に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後の情勢を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

平成26年度から子ども子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として次の事業内容が順次制度化されました。今後の情勢を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

- ・教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業
- ・健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業
- ・地域において重要な役割を果たしている小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者に対してその利用料の一部を給付する事業

第5章

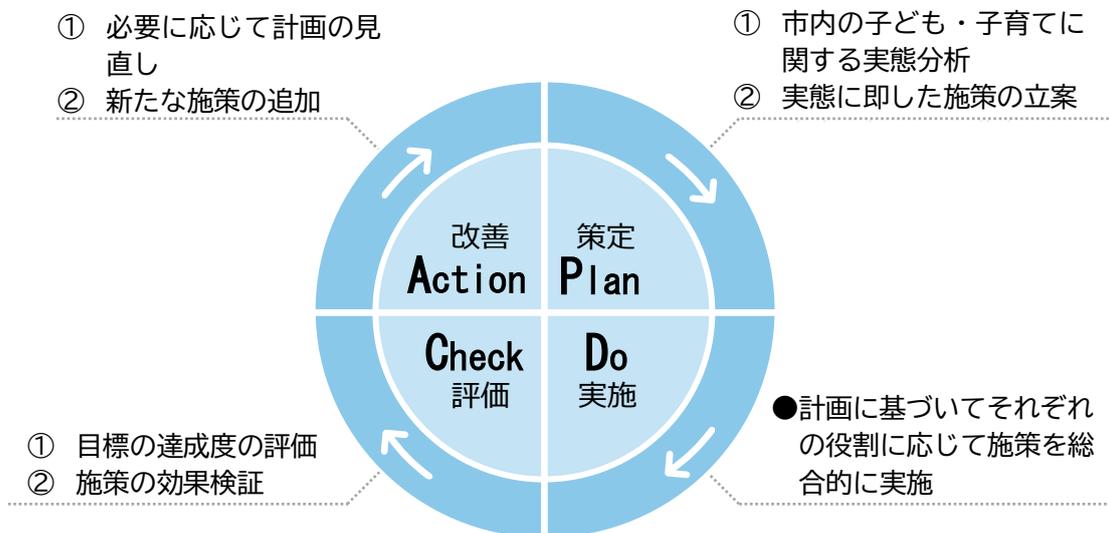
計画の推進

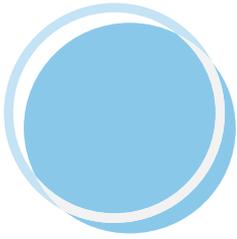
1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域社会を構成する子ども・子育て支援事業者、学校など様々な団体・機関との連携を図りつつ、市民の意見を取り入れながら、子育て支援の推進を図ります。

2 進捗状況の管理

本計画の実現に向けては、PDCAサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価を行い、必要性に応じて、計画の改善や見直しなどの措置を講じていくこととします。





資料

1 甲州市子ども子育て会議委員名簿

No.	氏名	所属機関・団体等	備考
1	田邊 康仁	学識経験者/社会教育委員	
2	甘利 志賀峰	学識経験者	
3	日原 瑞枝	保育所連合会会長	副会長
4	一ノ瀬 佳	保育所保護者連合会会長	
5	雨宮 紀子	民生委員児童委員連絡協議会	
6	雨宮 美和	甲州市医師会	
7	吉田 直紀	認定こども園 塩山カトリック幼稚園	
8	岡村久美子	男女共同参画推進委員会委員長	
9	木下 みどり	子育て支援関係者	
10	廣瀬 美香	子育て支援関係者	
11	相澤 裕美	子育て支援関係者	
12	三枝 敏明	小中学校校長会会長	会長
13	若尾 由紀子	小中学校 PTA 連絡協議会会長	

第3期甲州市子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月

発行：甲州市

編集：甲州市 子育て支援課〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1

T E L 0553-32-5081 F A X 0553-32-5079

